

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 次世代育成支援対策法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境を整備し、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年 4月 1日～ 令和7年 3月 31日までの 4年間

2. 内容

目標1： 令和7年3月までに、年次休暇の取得促進のため、年次休暇の取得日数を、全社員一人年間10日以上を目標とする。合わせて夏季休暇をリフレッシュ休暇（特別休暇）に名称変更と通年で取得できるようにし、完全消化を目指す。

<対策>

- 令和3年3月～ 年次休暇の取得状況について実態を把握
- 令和3年3月～ 計画の方針について決定
- 令和3年4月～ 取得促進のため社内掲示にて全社員へ周知の開始